

○安達澄君 無所属の安達澄です。どうぞよろしくお願ひいたします。

私からも、前回からの続きのサンドボックス制度についてお聞きいたします。ほかの議員さんからもありましたけれども、大事ないい制度だと思っておりますので、質問させていただきます。

先ほども磯崎議員が、五月二十六日の本会議でも指摘されていましたが、単にサンドボックスの制度をスライドさせるだけではこれまで以上の成果が期待できないと、どのような改善を加えたのかというふうにおっしゃっていました。まさに私も同感であります。大臣は、それに対して本会議のときにお答えになっていたのが、要約しますけれども、改善については特段のニーズがない、ゆえに特段の変更は加えないというふうにおっしゃっていました。

経済産業省に確認したいんですけども、改善のニーズがないというのが、これが本当なんでしょうかということ。正確に言うと、制度が一般に知られていないゆえにニーズの声が届きようがないというのが正しい現状認識なのではないでしょうか。

というのも、私も地元の大分の商工会議所とか、関係者ですね、担当している関係者にヒアリングしてみましたけれども、残念ながら、このサンドボックス制度、知っている担当者というのはゼロでした。三年前の法案審議の際にも、周知徹底の努力を衆参の経産委員会の附帯決議で政府に求めています。

政府参考人の方にお聞きします。改善のニーズがないと言う前に、もっと知ってもらふ努力が必要なんじゃないかと思っておりますけれども、御見解はいかがでしょうか。

○政府参考人（新原浩朗君） まず、改善のニーズがないというところは、先ほど大臣が答弁をされましたけれども、大臣が言っているのは制度的な問題としてということであって、法改正ということではなく、運用面では課題があるということをお話しているわけですので、そういう前提でお願ひしたいと思っております。

それで、先般も御指摘いただきましたので、私もちょっとその辺、考え、我々の中でも議論したんですけども、まず、御指摘のとおりで、もっと知ってもらふ工夫は必要なんだと思っております。問題は、どうやったら知ってもらえるかということだと思うんですね。

今日、大臣がちょっと答弁をさせていただいたんですけども、結局このサ

サンドボックスだけを切り取って議論をしても余り徹底されないと思うんです。規制改革の中には、幾つかのパーツからでき上がっているわけで、一つは規制改革会議、推進会議ですね。これ、梶山大臣自身がかつてやられていたものですけれども、これ、私どもの整理では、要するに、実証をしなくていきなり制度改正に持っていけるようなものは、我々相談を受けたときもこの規制改革会議に持っていくわけですし、推進会議の方に持っていくわけなんです。毎年二百件ぐらいの規制改革が決まっております。やっぱりいきなりは無理だと、実証をしなきゃいけないとなった場合について、例えば自治体なんか熱心で、地域を限ってできるような場合、そこは国家戦略特区制度というのをを用いるわけでございます。これがこれまで三百八十件ぐらい認定をされております。

それに対して、ここで説明をしておりますサンドボックス制度なんですけど、これは実証が必要であって、なおかつプロジェクトベースで試してみる必要があるという場合なんです。なので、そういう場合というのは、各省庁さんに事業者が持って行って、そのままやってくれる場合もあるわけなんです。やってももらえなくて、で、今の規制改革会議の方にいきなり行くと難しい場合に私どものところで引き受けていると、こういう感じなんです。その構造をきちんと徹底していく必要があると思っております。

先ほどの縦割りの議論ではありませんが、我々、説明会を開くときにやっぱりサンドボックスだけを説明するので、そこを改めて、やっぱり自治体とかベンチャーに説明するとき、この規制改革の推進会議の機能、それから国家戦略特区の機能、サンドボックスの機能、どういうふうに使えるのかということをしきりと説明をしていくように改善をしていきたいと思っております。これが一点目です。

それから二点目は、それをちょっと具体的に理解してもらうために、実際にこのサンドボックス制度を利用いただいた事業者に何か参加をいただいて動画のようなものを作ってみると、コロナ禍でもありますし。それを見ていただいて、なるほど、こういうふうに使えるのかというふうな印象を持ってもらうということもいいのかなというふうに思っております。

○安達澄君 ありがとうございます。

先日、参考人としてお越しになった川口市の伊藤商工会議所会頭も、これはコロナ対策に関するお話でしたけれども、やはり国とか県とか市、もういろんな制度があるんだけど、やはり知らない会員が多いんだというふうにおっしゃっていました。

サンドボックス制度自体がスタートしたのは二〇一八年六月ですけれども、

当時、私は地元の別府で小さな旅行会社をやっていたので、もし仮に私がこういった制度とかを知っていたらきっと手を挙げたんじゃないかなというふうに思うんですね。なぜなら、使えるすごくいい制度だなと思うからです。自分で言うのもなんですけれども、地元のよろずとか産業創造機構とか県の担当者とか、いろんな方と密にコミュニケーションも取っていましたし、お世話になっていたんですけど、結構情報のアンテナは高かったと思うんですね。ただ、その私もやっぱりこういった制度というのは知りませんでした。

旅行業というのは結構規制があって、新しいことにチャレンジしようとする、どうしても免許の種類によってやっぱり壁に阻まれたりします。旅行の企画ができる範囲とかエリアが限定されてしまって、そういうケースがよくあったんですけども、ただ、当然、お客様の命を預かりますので、厳しい規制が必要な場合も当然あります。ただ、必ずしも合理性を感じない規制もありましたが、ルールはルールということでした。

先週の委員会で、高瀬議員が、ベンチャー企業の経営者の方々からよく聞く話として、補助金というよりも思いっきり自由に新しいことに挑戦する環境を整えてほしいと、イノベーションを起こせる環境こそが必要とおっしゃっていました。現場の実態をよく踏まえたお話だなと思いながら私も聞いていたんですけども、非常にそこはよく分かります。前向きにチャレンジしようとするほどやっぱり壁にぶつかってしまうと。

このサンドボックスの制度ですけれども、やってみなはれということですし、前向きな気持ちにさせるとてもいい制度だと私は思っています。当時の議事録読みますと、やっぱり政府参考人の方の答弁を読んでいても、非常にその熱量というのが伝わってきます。ただ、結果が二十件、先週の話ですと規制緩和で四件という、非常にやっぱりちょっとそこは残念だなというふうに思っております。

改めてになりますけれども、今後、先ほどの知ってもらった部分も含め、どのように改善して前向きに転がしていくのか、もう一度御確認させてもらえればと思います。

○政府参考人（新原浩朗君）　いろんな点があると思うんですが、主に二点御説明させていただこうと思います。

一点目は、個別の案件があったときに、先ほどもお話ししましたが、規制改革会議で二百件の規制改革をいきなり決めます。それから、戦略特区で地域を限定したもので三百八十件ぐらいこれまでやってきているということなので、この間のやっぱりこのコミュニケーションをもうちょっと円滑化していくのは

大切かと思っています。

規制改革推進会議については内閣府の規制改革推進室というのがありまして、それから、国家戦略特区は内閣府の地方創生推進事務局というのがやっているんですね。それから、サンドボックス制度は内閣官房の成長戦略会議事務局がやっております。

個別の案件があったときに、我々、例えば先生の事業者が来られたときに、どれがいいかなと考えるわけですけど、そういうところのコミュニケーションとか情報のシェアみたいなものをもう少し円滑化していくということが、やっではいるんですけども、どうしても、距離的な問題もありますし、そういうことをもうちょっと改善していくというのが一つだと思います。

それからもう一つは、スピードということなんですが、先ほど大臣も答弁申し上げたところなんですが、大切なことは、規制改革につながらなければいけないので、事業所管省、例えば経産省のようなところが、これは確かに旅行業だから、これはやっぱり緩和した方がいいよねというふうに言ったところで、国土交通省の方が、いや、これはこうこうこういう理由でやっではいてこれは緩和できないんだと、理由があっではっているんだからという議論になるわけですね。

そこをすっ飛ばしてやれば、すごく早くできると思うんです。でも、やった結果として、実際に規制改革に結び付かないと思うんですね。なぜならば、国交省さんは理解していないわけですから。そのところを私どもと国交省できちんと議論をするために時間が掛かっているわけです。

それは、私ももう何度となくそれやっではいるんですけども、そのところをもうちょっと何か改善ができないかなということですね。そこは場合によって大臣にも報告させていただいて、選別でやるというものもあるかもしれませんし、いろんな方法で少しそのコミュニケーションをもうちょっと短くして、事業者の方が利便性が高くなるように努力してみたいと思っております。

○安達澄君 ありがとうございます。

先週の委員会でもちょっと触れましたけれども、やはり、そういう仮説と検証というか、PDCAがしっかり回っているかどうかということが非常に重要だと思います。

その観点からちょっと一言申すと、やはり、経産省を始めとする省庁の皆さんというのは、やっぱりもう余りにも忙し過ぎて、一つの制度が若しくは法案ができると、はい、次の仕事というふうにもうどんどん回していかないと、とても立ち行かなくなってしまうんじゃないかなというふうに思います。

つまり、計画、制度、予算をもうつくって終わり、はい、次のものというふうになってしまっている現状があって、ゆえにフォローがなかなかできない、そこまで手が回らないという実情もあるのではないかなと。

私自身、自分、サラリーマンやっていたときのことを考えると、やっぱり、省庁だけじゃなくて、それは民間も結構同じようなところがあって、よく分かるんですね。とにかく、計画とか予算というのは、もう各部門で精緻に数字を積み上げて、もう芸術の域ですね、もう一流なんですね。ところが、実行となるとやっぱり三流なんですね。だから、私もその仲間とよくやゆして言っていたんですけど、計画一流、実行三流、言い訳超一流なんですよ。ただ、これじゃやっぱり駄目ですよ。

やっぱり、我々、税金を国民から預かっている国会、行政の立場としては、やはり計画も一流ですし、当然実行こそ一流にしていかなきゃいけないと思います。それは、頑張ります、改善しますという、もう、ちょっとそういう精神論ではなくて、やはり、どこかそうやって目詰まりを起こしてしまったり、フォローできないという、まさに組織マネジメントの部分にもなってくると思うんですね。もう人間の習性なんですね、それは、組織の習性なので、やはりちゃんとそういうのが回るような仕組みをつくる、まさに組織マネジメントの部分になってくると思います。

この話についてはまた改めて時間を取って、そういった組織を回していくという話は改めてさせていただきたいと思っております。

続いては、産業競争力強化法の話に移ります。

その四十八条一項についてなんですけれども、これ、制定時は五十条でしたけれども、政府が商品若しくは役務の需給の動向又は各事業分野が過剰供給構造にあるか否かその他の市場構造に関する調査などを行うことができるというふうに産業競争力強化法にはうたわれています。

当時いろいろとメディアでも取り上げられていた条文ではありますが、まず、政府参考人の方にお聞きしますけれども、この条文の元々の狙いは何だったのか、そして、もうまとめてですけれども、二〇一四年に施行されてから実際に行われたその調査件数、そして対象となった業界、その調査踏まえて、結果どういう動きがあったのか、成果があったかを教えていただければと思います。

○政府参考人（新原浩朗君） お答え申し上げます。

まず、元々の狙いでございますけれども、二〇一三年、この法律の制定当時は三つの過剰というのが問題になっておりました。過剰規制、過小投資、過当

競争、この是正をするためにこの条項が設けられたということでございます。

具体的には、事業者による事業再生の実施の円滑化のために必要があると認めるときには、商品やサービスの需給の動向又はその事業分野が過剰供給構造にあるか否かそのほかの市場構造に関する調査を行うとなっていて、その結果を公表するものというふうに定めております。

若干今の状況と少し違うのは、やっぱり当時はもうとにかく過剰なものを何とかするかということだったんですが、今、グリーン、デジタルなんかで、投資とか開発の競争をどんどん喚起していかなきゃいけないという側面がありますので、若干時代環境は違うかと思っております。

ただ、委員御指摘のとおり、これは結果が出ておまして、三分野について調査が行われました。石油精製業、それから石油化学産業、それから板ガラス産業でございます。

石油精製業を例に取って御説明申し上げますと、平成二十六年に調査結果が出ておまして、内需減少の見通しの中では本格的な過剰供給構造に陥るおそれが大きいので、事業再編等に積極的に取り組むことが期待されるという結果が出ておまして、これに基づきまして、事業再編と供給能力の適正化を促す新たな基準というのも作成をいたしました。

一般の原油精製設備の能力、これを分母に取りまして、分子に残油の処理装置、それを取りまして、そしてそれを向上するように求めたということで、要は原油精製設備の設備廃棄を行う方向になったわけでございます。これによって、この数値が、平均値が四五%から五五%に向上いたしまして、過剰供給の解消に一定の手引きをしたものというふうに考えております。

○安達澄君 ありがとうございます。

今、そうですね、三つの過という言葉、その中の、ここでいえば過当競争とかになってくると思うんですけども、そして、大臣がよくおっしゃっています製造コストの何倍で販売できているかというマークアップ率ですね、そういうものも今非常に日本は低いというわけですけども。

せつかくあるこの四十八条という条文ですけども、それを効果的に使って、もうずっと続いているこの過当競争の解消に向けて、民間を圧迫しないというのはもうこれ大前提だとして、政府も何らかのアクションを打っていく必要があるのではないかとはい思うんですけども、梶山大臣のその辺のお考えをお聞かせいただければと思います。

○国務大臣（梶山弘志君） 先ほど新原局長から答弁がありましたように、産業競争力強化法は、日本の経済のその三つのゆがみ、三つの過ですね、を是正することを目的として二〇一三年に制定されたものであり、調査規定もこうした問題意識に対応するものであります。

我が国の過当競争は価格を下げる競争であって、多くの分野で激しい価格競争が続いております。一方で、OECDによると、新製品や新サービスを投入した企業の割合は先進国で日本が最も低く、開発競争は十分に行われていないというのが現状であります。

立法当時と異なり、現在、我が国産業の競争力を強化するには、いかに個々の企業の特徴を出して成長投資をしていただき、付加価値の高い製品やサービスの創出を実現していくかの競争喚起が重要であり、その代表例が本法案の柱でもあるグリーン社会への転換、デジタル化への対応であると考えております。

御指摘のとおり、この法律の調査活用も引き続き検討してまいりますけれども、この法律にかかわらず、こうした成長投資、競争を引き出し、より競争力の強化を実現するためにどのような環境整備を図ることが必要か、全体として広い視点で考えてまいりたいと思っておりますし、今申しましたように、海外の事例というものも必要だと思えます。海外の規模感というものも必要だと思えます。そういったものも含めて、しっかり経済産業行政で反映をさせたいと思っております。

○政府参考人（新原浩朗君） 済みません、私、ちょっと数字を言い間違えたようございまして、先ほど石油精製業のところの指標で、四五%から五五%と申し上げたようなんですが、五〇・五%の間違いでございまして。申し訳ありません。

○安達澄君 ありがとうございます。

時間が参りましたので終わります。ありがとうございました。